

○庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 5 日告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の高齢者を対象にデイホーム活動（以下「地域デイホーム」という。）を実施するものに、予算の範囲内において補助金を交付し、高齢者の健康寿命の確保及び地域の福祉力の醸成に資するため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成 17 年庄原市規則第 46 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 補助金の交付を受けすることができるものは、市内で地域デイホームを実施する自治振興区等の公共的団体とする。

2 補助の対象となる地域デイホームの内容は、次に掲げる事項を基本とし、在宅の概ね 70 歳以上の高齢者を対象に 5 時間程度行われるものとする（庄原市地域住民グループ支援事業実施要綱（平成 17 年庄原市告示第 40 号）に規定する事業は除く。）。

- (1) 情報交換及び生活相談
- (2) 健康確認
- (3) 介護予防レクリエーション
- (4) 食事
- (5) 交流

3 補助の対象となる経費は、市長が適当と認める地域デイホームの運営に必要な経費とする。

4 補助の対象となる地域デイホームの 1 回当たりの参加者は、10 人を標準とし、5 人以上概ね 30 人以下とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金は基本助成及び参加人数割助成とし、その額は次の表に定める額以内とする。

区分	補助基準額		備考
基本助成	6 回以上	7,000 円	回数は 1 団体における年間開催回数とし、金額は 1 回当たりの額とする。
	3 回以上 6 回未満	5,000 円	
	3 回未満	無し	
参加人数割助成	500 円		1 人・1 回当たり

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 団体の規約
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(概算払)

第 6 条 市長は、補助事業の円滑な実施を図るうえで特に必要と認めるときは、前条に定める交付決定

通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）の申請に基づき、交付決定額を概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）参加者名簿
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に定める書類の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 第6条に定める概算払いを受けた補助事業者は、前項の交付確定通知書を受け取った日から起算して、10日以内に精算書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
（庄原市デイホーム事業実施要綱の廃止）
- 2 庄原市デイホーム事業実施要綱（平成17年庄原市告示第35号）は、廃止する。

庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱の施行時に廃止された旧要綱

○庄原市デイホーム事業実施要綱

平成 17 年 3 月 31 日告示第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民が虚弱又はひとり暮らし等の高齢者に在宅生活支援サービスを提供し、当該高齢者の生きがいや自立の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的又は精神的な負担の軽減によって地域福祉を増進するため、庄原市デイホーム事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第 2 条 事業の利用対象者は、市内に住所を有し、日常生活を営むことに不安のある虚弱又はひとり暮らしの高齢者とする。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 養護
- (2) 生活相談・指導
- (3) 健康チェック
- (4) レクリエーション
- (5) 給食
- (6) 交流
- (7) その他

(事業の委託)

第 4 条 市長は、社会福祉法人等に事業を委託する。

(事業の運営体制)

第 5 条 事業を受託した社会福祉法人等（以下「受託機関」という。）は、当該事業に係る運営責任者と運営協力員を置かなければならない。

(事業の実施日数及び時間)

第 6 条 事業の実施日数及び運営時間は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施日数は、週 2 日又は 3 日とする。
- (2) 1 日の運営時間は、原則として午前 9 時から午後 4 時までとする。

(利用定員)

第 7 条 1 日当たりの利用定員は、おおむね 20 人以内とする。

(利用の方法)

第 8 条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ受託機関に電話等により申し出るものとする。

2 受託機関は、前項の申し出を受けたときは、速やかに利用の可否、利用日程、実費負担額等を決定し、電話等により当該利用者に通知するものとする。

(利用の制限)

第 9 条 受託機関は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

- (1) 感染性疾患を有する者
- (2) 他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(3) その他受託機関が不相当と認める者

(実費負担)

第10条 受託機関は、給食費等の実費負担を利用者に求めることができる。

(責任)

第11条 受託機関は、利用者の不注意その他受託機関の責めに帰することのできない事由による事故に対しては、その責任を負わない。

(備付書類等)

第12条 受託機関は、事業を行うための経理に関する帳簿その他必要な書類を備え付けるとともに、円滑な運営に努めなければならない。

(報告)

第13条 受託機関は、事業の運営状況について、毎年度終了後1か月以内に事業実施報告書(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の庄原市デイホーム事業実施要綱(平成9年庄原市告示第65号)又は高野町高齢者デイホーム事業実施要綱(平成8年高野町告示第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。